

平成22年4月

第3回

災害土砂処理委託調査

特別委員会会議録

4月15日（木）

防 府 市 議 会

○日 時 平成22年4月15日(木) 午前9時01分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員(14名)

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	安 藤 二郎
〃	河 杉 憲 二
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	藤 本 和 久
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二
〃	山 本 久 江

○欠席委員(1名)

松 村 学

○委員外議員（1名）

行 重 延 昭

○出席書記

森 重 豊

午前9時01分 開会

○伊藤委員長 すみません、みなさん御起立ください。ただいまより災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちましてみなさんにお諮りします。本日の会議について公開といたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは公開とさせていただきます。

まず、議事に入ります前にお手元に配付させていただきました資料を御説明いたします。白い紙の方が県に提出を求めたものでございます。一枚あけていただきまして、別紙ということで番号が振ってあります。これによって、各項目について分類をしていただいております。

紙が茶色というか、色のついた紙のほうが市側であります。提出されました記録でございます。よろしく。これはインデックスがついております。これが調査事件ごとに分類をしたものであります。1、2、3、4、5ということになっておりますので、精査をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

昨日、御確認いただいたものですが、資料については調査が終結いたしましたら回収とさせていただきますので、くれぐれも散逸等がないようよろしくお願いいたします。

資料について何かございますか。はい、土井委員。

○土井委員 市のほうにはすべての資料ということだったと思うんですけど、これ多分、日にちの順番になっちゃうんですけど、一番最初の8月25日に一般廃棄物処理業の許可を与えたのは、まずない。〔「ある」と呼ぶ者あり〕ある。これ日にち順にそろっちゃうんじゃない。

○伊藤委員長 これ分類ごとです、インデックスが。（発言する者あり）うん。

○田中健次委員 処理業が1番です。5番です。最後です。

○伊藤委員長 一番下のタックシールのところ、あけたところにすぐ処理業の更新許可というのがあります。

○木村委員 処理業許可一件。（発言する者あり）

○土井委員 これの起案がないじゃ、8月25日の。一番後ろのページ、一番後ろの紙に8月25日の許可証がついとるけども……〔「申請書ね」と呼ぶ者あり〕許可に至る、それが決裁したのかとか、含めた、許可の理由とか。要するに……

○伊藤委員長 発言は挙手にてよろしくをお願いします。

○土井委員 すみません。要するに申請が出て、そして、それは廃掃法による基準に該当しとるのかとか、そういうことを判断した経営的なものとか、あるいは技術、施設、いろいろありましたね。廃掃法の施行令じゃったかな。それに基づく判断がした上で許可が出とるんだと思いますが、その判断をどう判断したかという資料等がついてない。そこだけちょっと、中のほう一々見てみるとどれが抜けちよるかわかりませんが、私が欲しい資料があるのかないかわかりませんが、とりあえず気づきはそこです。

○伊藤委員長 許可を出したに至る、根拠となる法令とかそういうものつけろということですね。

○土井委員 それと、それから4枚目か、4枚目、4枚前に許可申請書というのが出ちよるんですけども、この許可申請書は、これがすべてかどうか。これがすべてだったら大変なもんですよ。これでもって許可がされたとしたら。

○伊藤委員長 添付書類も含めて、これがすべてなのかということですね。それ確認します。

○土井委員 これがすべてならすべてのように追求せんにやしようがない。こんなもんでよう許可が……。だから、すみません。事ほどさように、これが、すべての資料等が出ちよるのか、出ちよらんのか。今、8月25日、一番最初にないなあと思っているところから気づいた点でして、県よりは相当薄いし。

○伊藤委員長 それ確認してみます。（発言する者あり）発言は挙手にてよろしく願いいたします。ほかにございますか。これちょっと精査してみないと、なかなか出てこないかもしれません。

○三原委員 今の土井委員が言われた部分で、ちょっともう一遍確認しましょういね。何が、何があるというのをもう一遍ちょっと委員長確認していただいて。

○伊藤委員長 どういうことです。

○三原委員 今、許認可の部分ですね、許認可の。例えば、廃掃法の中には処理計画とか、そういうものを全部出す、昨日、ちょっと問題になりましたね、5トンあったのか、なっ

たのか。そういうのも全部含めてどういう書類を出すのか、提出するのか、くださいと。というのが、許認可になる経緯の中に具体的に示したほうがいいと思います。でないと、何回も同じこと繰り返さなきゃいけないようになる。一度にみんなそろおうように。

○伊藤委員長 まず、一切ということで記録提出求めていますので、これが一切なのかどうかということをも確認いたします。一切じゃなかった場合、一切を出すということでもよろしいですか。（発言する者あり）それでよろしければ、そういった聞き方をして、もう一度再度請求をいたします。資料に関してはよろしいですかね。

○藤本委員 この、もらった資料に自分なりのメモを書き込んでも問題ないですね。

○伊藤委員長 結構ということでございます。よろしいですか。じゃ資料については、これで閉じさせていただきます。

昨日、土井委員より提案のありました国への文書照会であります、もう一度提案を御説明ください。

○土井委員 昨日の協議会で2点ほどお願いをいたしました、2点すべて文書でやるのがいいのかどうかというの、ちょっと時間的なことも含めて、ちょっと思うんですが、一つは、昨日お願いした環境省に未契約繰越が可能か不可能かという部分ですね。平成21年度の予算を22年度で振りかえてもらうというのは、それも一応聞いてもらったほうがいいんですが、そうすると申請書やりかえんちゃいけないかという話ですが。ただ、いずれにしても未契約繰越が可能であったかどうか、あるいは21年度から22年度への予算の振りかえが可能であったかどうか。これは百条委員会としては非常に重要な部分なんです。ですから、皆さん、ちょっと仄聞すると1カ月ぐらい返答かかるかもしれないというような情報もありますんで、1カ月もかかってくれちゃぼけっと私ら待っちゃかんといけんということで、こういうようなものは、そんなに時間かからんで、本来、答は出て当たり前の話で、できれば委員がいくのが一番いいでしょうけども、来週から集中審議ですから議会事務局の次長さんとか、そういう人が直接行って、向こうと接触をして、もう三原さんは電話照会をされたようですが、電話というのも非常に御無礼な話で、職員が行かれて直接話をして、答えもらってくるというほうがスムーズじゃないかなという思いがします。

それと、総務省への、これは要するに事件議決、1億5,000万円の工事に該当するかどうかというほうにつきましては、これはもう契約は成り立つわけですから、維新さんのほうには責任は全くないわけですね。あくまで執行部がそれを見過ごしたかどうかということですから、百条委員会、そのものには関係なく、議会の存続というか、あり方、そのものに該当するわけですから、これはちゃんとした公文書が欲しいなという感

じは実はするんですよね。本当に事件議決をかけんかった、事件議決、ちょっと僕も勉強不足ですが、事件議決にかけんにゃいけんものをかけんかったときの、その効力ちゅうのはどうなるのか。少なくとも相手にとっては一つも過失も責任もないわけですよね。執行部が出さなかつただけであって、業者のほうには責任は何もないと。だから、契約そのものは、それこそ決算の不認定は効力が失われんというのと同じような形じゃないかなという感じがしてしょうがないんですけど、その辺もちょっとどうなのかようわからんのですが、もし、いずれにしてもそれ議会の定数半分でええとか言われる中で、議会の存続にかかわるわけですよね。もし本当に議決事項であったとすれば、これは大変な問題、百条委員会以前の問題で、その百条委員会とは、だからこのことは百条委員会とは直接、直接というか、100%この答えがなかったらどうにもならんというものでも百条委員会としてはないんで、これは正式に公文書で一月かかっても返答もらいたいなという感じがします。ですから、職員が行ってもらって環境省には面接をして答をもらい、総務省にはその足で文書を持って行って、物を頼むわけですから、やっぱり職員が行って礼を尽くして返答をくださいというほうがいいんかなという気もしますが、65万円の中でやれんにゃ別ですけど。

○伊藤委員長 整理をさせていただきますが、まず環境省への照会を行うものについてですが、1点は、このたびの補助に関して未契約繰越の可否ということ、これは当方の事情等と考慮していった上で可否どうかということ、1点。それから、2点目として、21年度予算を22年度予算に振りかえることの、また可否、この2点を（発言する者あり）可能であったかどうか。これを環境省へ照会すると。ただし、文書照会を行うと回答が来るのに1カ月かかる可能性があるということもお聞きしておりますので、議会事務局の職員が直接行って面談で聴取してくるということ。これがまず環境省に対する照会であります。ちょっと待ってください。待って。

○木村委員 そのことについて。これ口頭でもらっていいんですか。

○土井委員 それはいいでしょう、もう。その後から文書もろうてもいいんじゃないけども。とりあえず回答もらって。これはそんなに難しい話じゃないんですよ、実は。

○三原委員 私、3分かからんかったですからね、電話で。向こう、きちんと丁寧に説明してくれて、これ可能ですよということ言われた。ただ、木村委員が心配されるのは、一連のこれで言った、言わんかったと、今度また。私たちそういう回答していませんってなったら。

○土井委員 だから、いいです。中立の立場の議会事務局が行って聞いてくるわけだから。

○三原委員 それとまた水かけ論になってしもうたらいけんと思うんです。一応行かれ

て聞いて帰ると。できましたら1カ月かかってもええじゃない。まず聞いて、確認して、申し訳ないけど文書で1カ月かかってもいいですからお願いしますというのを（発言する者あり）そこまでやらないと、聞いて、これ口頭だけじゃまた同じこと。

○伊藤委員長 総務省の場合は文書で照会するべきだと。今、御意見では環境省のほうも一応は聞いてきますが、文書での回答も求めるということですが、調査委員会として文書での回答を求めた場合、回答がない限りは調査は終結できんと思うんですね。返ってきちゃらんのに調査終わりますというのは恐らくできんじやろうと。

○土井委員 それは、ええか悪いかですよ。それはええって言うちゃったというのは口頭で回答があったという、後々公文書が来るでしょうがとか、あるいは悪いと言うても、職員が行ってヒヤリングをして状態ではこうじゃったと。一応公文書でいただくことになっちゃりますがとって、それはちゃんと一応聞いて帰っちゃそれはそれでいいんじゃないですかね。

○伊藤委員長 よろしいですか。ですから、調査委員会としてお願いすると、ここで議決をして、それをお願いすると、やはり閉じれんと思うんですよ。ですから、調査委員会ではなくて、ここで議決をせずに議長から文書照会を求めていただくと。調査委員会とは関係ないところで。そうすれば回答がこんでも調査は閉じれると思うんだが、いかがでしょうか。

○田中健次委員 職員の派遣はどうなるんですか。

○伊藤委員長 職員の派遣はいたします。それは調査委員会としてやる。

○田中健次委員 派遣だけを調査委員会で決めるわけですね。

○伊藤委員長 文書による照会は、この委員会とは離れたところで議会としてやるよ。

○三原委員 離れたらおかしいんじゃないかなと。それを早く閉じることも僕はないと思いますよ。やっぱり一応自分で19日から集中審議に入るけど、まだまだたくさん出てくるかもわからんです。だから、そんなに早く閉じることも1カ月かかれば、ひょっとして僕ら2カ月も3カ月もかかるかもわかりません。だから、それを一応今の形で行かれて、話をまず口頭でやって、文書をくださいと。1カ月かかってもええじゃないですか。正式にやったほうがええと思いますよね。委員会で調査してるんだから。

○伊藤委員長 まず回答が来て、それによつての質問ということになる可能性もあるんで、要は1カ月後にまたそういうこともやっていくということ、スケジュールになっていくと思いますけども、それでよろしいですか。

○土井委員 職員が行って、中立の立場で行って答えを聞いてきて、一応それで審議は進められるわけですよ。だから、公式なあれは、公文書が来てからでもええかもしれんけ

ど、それはもう中間報告とか、市民はどねえなっちゃんかい、どねえなっちゃんかい、どねえなっちゃんかい。きのうもある人から電話がかかってきましたが、工事しよるがええかと言うから、いや契約そのものは、それは相手にとっては瑕疵はないわけで、従業員が2人しかおらんというたって、市役所のほうがオーケーですって言うた、言うたんじゃから、契約そのものが破れるわけじゃないから、それは仕事やめというとは言われませんよという話は実はしとったんですけれども、事ほどさように、どねえなっちゃんかい、どねえなっちゃんかい、どねえなっちゃんかいという声は多いんですよ。だから、公式な、それは閉じ方は、一月先でも二月先でもいいですが、とりあえずそれであればそれなりに中間報告とか、やり方はあるんじゃないですかね。

○伊藤委員長 我々市民を代表して調査を行うというスタンスであります。市民の間にこの件について疑念とか、また不公平感が広がるとというのがこの調査委員会を設置した事の起こりだろうというふうに考えてます。なるべく正確なことは当然ですが、なるべく早く我々の調査結果を示していくというのも非常に重要なことだと思いますので、よく市長がスピードが大事だと言われるのと同じで、正確な調査結果をスピーディーに出していくというスタンスは持っていただきたいというふうに考えてます。

○重川委員 この委員会設置された第1回目からちょっと拙速に結論を出すというようなニュアンスというか、感じ方を受けたんですが、やはり今のこの件に関して拙速に結論を求めんにゃいけんというニュアンスにとらえたんですが、その辺どういうふうに。

○伊藤委員長 拙速の意味がわかって言ってもらっちゃいますか、今。つたなく早くという意味ですが。〔「ええ」と呼ぶ者あり〕そのようなつもりは全くございません。正確にということ、さっきから申し上げてますんで、いいかげんな調査を早くやろうなんていう気持ちには毛頭ございません。

○重川委員 それで文書照会ということがあったんですが、それが来てから、今、土井委員がおっしゃったように中間報告というのを出しながら、最終的な結論を求めていってもいいんじゃないかというふうに思うんですけど。

○伊藤委員長 ほかに御意見ございますか。環境省、総務省に対する照会ではありますが、環境省については職員を派遣すると。しかし、文書による回答も同時に求めますと。総務省については文書による回答を求めるということで、ただ調査結果というのはずるずる遅くなるというのも市民にとって必ずしもよいことではございませんので、結果については中間報告等で経過を市民に、またマスコミ等に向けては発表していくと。このようなやり方でよろしいでしょうか。よろしいですか。

○土井委員 一つだけ。一応文書というようなことを言いましたけども、案外こっちがも

のを知らただけで、この本のここへこねえ書いちゃうよって言われたら、はあそれなんよね。それはちょっと判断要しますねって言われたら、照会状を置いて帰るぐらいのことで、あんた、ばかじゃないかね、勉強しいさんせやという感じで、この本のここを読んだらこねえ書いちゃうじゃないかというて事例がありゃあ、はあ御無礼しましたみたいと言うて帰らんにゃあしょうがないわね。それでもって終わりという可能性は、僕は、ないことはないなと思うちょるんですよ。未契約繰越なんてのはある話じゃないわけで、極端な言い方したら。あんたもうちっと勉強しいさんせよというて帰らんにゃいけんことになるかもしれませんよ。そのときにはもう、この本のここを見たら、それと全く同じことであって、何も返答が要るとか要らんとかという話じゃないで、回答くださいって、言うて帰られんようなる。わかりました、すみません、御無礼しましたってやらんにゃいけんよな状態になる。

○三原委員 それにつけ加えて、電話の最後に、手続等は当然御存じだと思いますよと言われました。もう一遍、もしあれだったら、再度電話で確認して。

○田中健次委員 それはやっぱり行かんにゃいけんですよ。

○三原委員 行ったほうがええ。

○田中健次委員 うん、委員会のきちっと結論を、あと結果を文書にするわけだから。公文書にするわけだから。

○伊藤委員長 環境省に関しては、まずは職員を派遣して、これについて相談申し上げると。その後、必要であれば改めて文書による回答をお願いするということではいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 総務省に関しては、初めから文書の照会ということですよ。

○土井委員 だから、総務省も文書だけど、それは持って行くのが礼儀ですよ、その足で。環境省と総務省というのは離れちゃおりませんのじゃから。

○伊藤委員長 それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決めます。（発言する者あり）ちょっと不規則発言。休憩してありません。

今、事務局からちょっとありましたけども、この職員派遣の経費についてですが、調査委員会でこの前上げた65万円以内の中はもしかしたら使えないんじゃないかと、委員会での調査経費なので。ただ、通常の議会事務局の予算を使っていくことは可能でありますので、その辺はどちらを使ってもよろしいですか。

〔「それはええ」と呼ぶ者あり〕

○三原委員 その65万円っちゃ何のための65万円。

○伊藤委員長 参考人の費用弁償、また弁護士の相談に係る費用、それから事務的なさまざまなもの、そういったもの等々を見積もった金額であります。いや、見積もりにはそれは、職員の派遣の交通費等々は入ってないです。

○木村委員 質問ですけど、65万円の予算の用途については何か詳しくあれしたかいね、審議したんですかいね。議決の際は金額だけだったような気がする。

○田中健次委員 それ決めるときの委員会で金額と、それからさっき言われるように費用弁償と、それから何ですか、弁護士費用と、それからあと会議録の整備だとか何とか、そのようなこと報告がありました。

○木村委員 それあったにしろ、それはあくまでここで、言葉だけで内々に決めただけであって、そこまで詳しく用途について限定した決め方をしたでしょうか。

○伊藤委員長 ちょっと事務局に説明してもらいます。

○森重議会事務局長 一応この臨時議会で65万円というのは皆さんで決めてもらったんですから、中身の問題については議運の中でこういうものを使いますよというのは説明してありますが。だから、議運の中で説明したということは、議員さん全員が理解してもらったというふうに認識いたしております。

○木村委員 何々何々等に使うと、などに使うという「等」というのの入りゃらんのかね。

○伊藤委員長 いや、議運では中身は言わなかったと思います。質問がなかった。

○木村委員 そこまであんまりこだわる必要ないんじゃないかなと思うんだけど。むしろそりゃあ職員を派遣すればそれ相当の金かかるから、65万円突破しそうだという心配もあるだろうけども、それはそれでまた別の問題でそこまでこだわる必要があるのかなというの、ちょっと疑問です。

○伊藤委員長 じゃ、ちょっと……

○田中健次委員 むしろ、ただ通常の議会事務局の経費でそれがやることができれば、委員会のほうとすれば予算のゆとりができるわけだから、それはむしろそうしてもらったほうが助かるんじゃないですか。それで使って窮屈になるよりは。

○木村委員 ちょっと筋が通らん気もするんですよね。それじゃ。

○伊藤委員長 筋が通らんというのはどういうことです。

○木村委員 百条委員会の用務で行くわけですから、百条委員会の経費で出すのが本当は筋じゃないかなと思いますけどね。

○伊藤委員長 ただ、議会事務局の職員の、運営にかかわる経費というのは議会を補佐するための経費ですから、それは百条委員会のために使うちゃいけないということはないと。

通常、今、議会事務局の職員はこの百条委員会を補佐するために働きよるわけですからね。そこはちょっと調べてみます。どのようにすればいいかというのを。

○木村委員 問題なけりゃいいです。別にどっちでも。

○伊藤委員長 いや、それは調べさせてください。ということでよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 じゃ以上のように決したいと存じます。

引き続き、土砂の堆積の現場調査を行いますので皆様よろしくお願いいたします。

皆さん、御起立ください。それでは調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時30分 閉会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成22年4月15日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央